

令和5年6月市議会定例会議 総務常任委員会資料



- (議案第65号)
- 1 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件 【市民税課・資産税課】…………… P2
- (議案第80号)
- 2 工事請負契約の件(福島市旧破碎工場等解体工事)【契約検査課】…………… P6
- (議案第81号)
- 3 工事請負契約の一部変更の件(余目小学校屋内運動場改築事業建築本体工事)【契約検査課】…………… P8

(議案第65号) 福島市税条例の一部を改正する条例制定の件<要旨> (地方税法等の一部を改正する法律制定に伴う改正)

区分	項目	内 容		法・条例
個人市 民 税	1 森林環境税に関する規定の整備について ○施行日 令和6年1月1日	森林環境税(国税)の賦課徴収に関する規定の整備		森林環境税及び森林環境税贈与税に関する法律等 条例：第30条の2 第32条 第33条の2 第33条の5 の2
		◎森林環境税について 森林環境税は令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される <u>国税</u> であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が賦課徴収される。 今般の改正により、森林環境税の賦課徴収に関する規定を整備		
		<p style="text-align: center;">【現 行】</p> <p>○個人市民税：3,500円※</p> <p>○個人県民税：2,500円※ (うち、1,000円が県森林環境税)</p> <p>○合計：6,000円</p> <p>※地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの個人市民税・県民税の均等割の税額をそれぞれ500円引き上げる。</p>	<p style="text-align: center;">【改正後】</p> <p>○個人市民税：<u>3,000円</u></p> <p>○個人県民税：<u>2,000円</u> (うち、1,000円が県森林環境税)</p> <p>○<u>森林環境税(国税)：1,000円</u></p> <p>○合計：6,000円</p>	

区分	項目	内 容	法・条例																				
軽 自 動 車 税	2 軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長	電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置等について、適用期限を3年延長する。	法：附則第30条 条例：附則第16条																				
	○施行日 公布の日	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">【現 行】</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">【改正後】</td> </tr> <tr> <td>◎適用期間 令和4年度課税分（令和3年度取得分）及び 令和5年度課税分（令和4年度取得分）</td> <td>◎適用期間 令和6年度課税分（令和5年度取得分）及び 令和7年度課税分（令和6年度取得分）及び 令和8年度課税分（令和7年度取得分）</td> </tr> </table>		【現 行】	【改正後】	◎適用期間 令和4年度課税分（令和3年度取得分）及び 令和5年度課税分（令和4年度取得分）	◎適用期間 令和6年度課税分（令和5年度取得分）及び 令和7年度課税分（令和6年度取得分）及び 令和8年度課税分（令和7年度取得分）																
	【現 行】	【改正後】																					
	◎適用期間 令和4年度課税分（令和3年度取得分）及び 令和5年度課税分（令和4年度取得分）	◎適用期間 令和6年度課税分（令和5年度取得分）及び 令和7年度課税分（令和6年度取得分）及び 令和8年度課税分（令和7年度取得分）																					
	<p>◎対象車両及び軽減率 ・軽減率に変更なし。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">乗 営 用 業 車 用</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">乗 用 家 車 用</td> <td style="text-align: center;">電気自動車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">2030年度燃費基準90%達成※1</td> <td style="text-align: center;">50%軽減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">2030年度燃費基準70%達成※2</td> <td style="text-align: center;">25%軽減</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貨 営 物 業 ・ 車 用</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自 用 家 車 用</td> <td style="text-align: center;">電気自動車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">75%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">天然ガス自動車</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※1 令和7年度取得分までを対象とする。 ※2 令和6年度取得分までを対象とする。</p>			区分	軽減率	乗 営 用 業 車 用	乗 用 家 車 用	電気自動車	75%軽減	天然ガス自動車			2030年度燃費基準90%達成※1	50%軽減			2030年度燃費基準70%達成※2	25%軽減	貨 営 物 業 ・ 車 用	自 用 家 車 用	電気自動車	75%軽減	天然ガス自動車
		区分	軽減率																				
乗 営 用 業 車 用	乗 用 家 車 用	電気自動車	75%軽減																				
		天然ガス自動車																					
			2030年度燃費基準90%達成※1	50%軽減																			
			2030年度燃費基準70%達成※2	25%軽減																			
貨 営 物 業 ・ 車 用	自 用 家 車 用	電気自動車	75%軽減																				
		天然ガス自動車																					
	<p>※グリーン化特例とは、地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進をはかるため、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車については購入翌年度のみ税率を軽減（軽課）し、逆に、初度検査から13年を経過した環境負荷の大きい軽自動車については税率を重く（重課）する特例措置である。</p>																						

区分	項目	内 容	法・条例															
軽 自 動 車 税	3 特定小型原動機付 自転車の新設に伴う 改正	特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）が新設されたことに伴う改正	法：第463条 の15															
	○施行日 令和5年7月1日	<p>◎特定小型原動機付自転車の税率などについて 名 称：特定小型原動機付自転車 税 率：2,000円 適用日：令和5年7月1日以降課税標識（いわゆるナンバープレート）の交付を開始（令和6年度以降課税対象）</p> <p>（参考） ◎特定小型原動機付自転車の概要について</p> <table border="1" data-bbox="824 676 1543 1070"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定小型原動機付自転車（概要）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定格出力</td> <td>0.60kW以下</td> </tr> <tr> <td>長さ</td> <td>1.9m以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>0.6m以下</td> </tr> <tr> <td>最高速度</td> <td>20km/h以下</td> </tr> <tr> <td>走行道路</td> <td>原則、車道や自転車専用レーン</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>努力義務</td> </tr> <tr> <td>運転免許</td> <td>不要（16歳未満は運転不可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最高速度を6km/hまでに制御できるなどの条件を満たすものについては「特例特定小型原動機付自転車」として自転車と同様に歩道を走行することができる。</p>	特定小型原動機付自転車（概要）		定格出力	0.60kW以下	長さ	1.9m以下	幅	0.6m以下	最高速度	20km/h以下	走行道路	原則、車道や自転車専用レーン	ヘルメット	努力義務	運転免許	不要（16歳未満は運転不可）
特定小型原動機付自転車（概要）																		
定格出力	0.60kW以下																	
長さ	1.9m以下																	
幅	0.6m以下																	
最高速度	20km/h以下																	
走行道路	原則、車道や自転車専用レーン																	
ヘルメット	努力義務																	
運転免許	不要（16歳未満は運転不可）																	

区分	項 目	内 容	法・条例
固 定 資 産 税	4 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設 ○施行日 公布の日	<p>改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額を減額する。</p> <p>◎本市における税額の減額割合：「3分の1」（参酌基準を採用）</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【対象となるマンションの要件】</p> <p>①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること</p> <p>②長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること</p> <p>③長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること。</p> <p>具体的には下記のいずれかの場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金を一定以上に引き上げ、市が策定した「マンション管理適正化推進計画」により「管理計画の認定」を受けていること ・市の助言・指導を受けて適切に長期修繕計画の見直し等をした場合 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>長寿命化に資する大規模修繕工事の実施（令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した工事）</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>区分所有者の申告により、マンションの各区分所有者に課される工事翌年度の固定資産税額を減額 ※税額の減額は1戸あたり100㎡分を上限とする</p> </div>	<p>法：附則第15条の9の3</p> <p>条例：附則第10条の2第9項 附則第10条の3第11項</p>

工 事 請 負 契 約 の 件

(議案第80号)

工 事 名	仮契約の方法	仮契約金額	仮 契 約 の 相 手 方	工事期限	入 札 の 状 況				備 考
					参 加 業 者 数	入札年月日	入札 回 数	仮契約年月日	
福島市旧破碎工場等 解体工事	総合評価方式 (特別簡易型) Ⅲ型制限付 一般競争入札	181,500,000円	福島市町庭坂字杉ノ下10番 地の19 阿部建材工業・小林組特定建 設工事共同企業体 代表者 阿部建材工業(株) 代表取締役 阿部 茂之	令和6年10月31日	1 者	令和5年3月22日	2 回	令和5年3月28日	落札率 91.71%
	工 事 の 概 要					参 加 業 者			
	工事場所	福島市渡利字梅ノ木畑 地内 他				阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体 (1者)			
旧破碎工場 (破碎・投入棟)	鉄筋コンクリート造			286.57㎡					
旧破碎工場 (選別貯留棟)	地下1階、地上2階建								
	鉄筋コンクリート造、鉄骨造			205.86㎡					
	地下1階、地上2階建								
旧破碎工場 (コンバア棟)	鉄骨造 2階建			43.96㎡					
倉庫1	鉄骨造 平屋建			46.14㎡					
倉庫2	鉄骨造 平屋建			23.75㎡					
屋内ゲートボール	鉄骨造 平屋建			543.05㎡					
屋外便所	鉄筋コンクリート造 平屋建			25.00㎡					

総合評価方式入札結果(閲覧用)

契約番号	5041000391	予算担当課	環境施設整備室
工事名	福島市旧破砕工場等解体工事		
概要	総合評価方式(特別簡易型)Ⅲ型制限付一般競争入札		

No.	商号又は名称	評価項目											技術評価点 合計D (A+B+C)
		企業の施工実績 A			配置予定技術者の能力 B		地理的要件 地域貢献等 C						
		施工実績の有無	工事成績	優良表彰	技術者の資格	施工経験	災害活動実績	除雪実績	下請状況	清掃ボランティア	認証取得	雇用実績	
1	阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体 代表者 阿部建材工業㈱	0.275	0.000	0.000	1.000	0.000	0.000	0.275	1.000	0.000	0.775	0.725	4.05
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													

No.	商号又は名称	入札額 E(税抜き)(円)		評価値 D+(1-E/予定価格)×100	順位	備考
		第1回	第2回			
1	阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体 代表者 阿部建材工業㈱	180,000,000	165,000,000	12.332	1	
2						
3						
4						
5						
6						
9						
10						
11						

※評価値欄の失格は、予定価格を下回らない者、若しくは失格基準価格を下回った者、及び技術提案が要求要件をすべて満たしていない者
 ※順位欄の失格は低入札価格調査の結果、不適格と判断された者

入札参加者商号又は名称	阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体 代表者 阿部建材工業㈱		

仮契約人	福島市町庭坂字杉ノ下10-19 阿部建材工業・小林組特定建設工事共同企業体 代表者 阿部建材工業㈱ 代表取締役 阿部 茂之 591-1744		
資格確認月日	令和5年3月13日	閲覧日	令和5年2月14日から 令和5年3月1日まで
技術審査月日	令和5年3月13日	入札日及び総合評価日	令和5年3月22日
落札者決定月日	令和5年3月27日	学識経験者の 意見の聴取	評価基準 令和4年4月19日
仮契約月日	令和5年3月28日		落札者決定の意見の聴取 (不要)
予定価格(税抜)	179,900,000円	仮契約金額(税抜)	165,000,000円
予定価格(税込)	197,890,000円	仮契約金額(税込)	181,500,000円
履行期限	着工 令和 年 月 日		竣工 令和 6年10月31日
備考			

工事請負契約の一部変更の件

(議案第81号)

工 事 名	契約の相手方	契約金額	変更前工事期限	変更後工事期限	変更仮契約年月日
余目小学校屋内運動場改築 事業 建築本体工事	福島市本内字南街道下1番地の1 (株)ニース 代表取締役 三瓶 浩徳	309,100,000円	令和5年8月18日	令和5年9月29日	令和5年5月23日
	変 更 の 概 要				
	工事期限の延長 ①屋内運動場杭工事において、地下埋設物撤去による工期延長に伴う遅れ ②悪天候による2階躯体のコンクリート打設の延期				